

緊急的な輸入検疫措置に関する説明会

令和7年9月18日

消費・安全局 植物防疫課

農林水産省

目次

- I. 植物検疫措置について
- II. 世界的な病害虫の広がり
- III. 緊急的な輸入検疫措置の実施
- IV. 皆様へのお願い

I. 植物検疫措置について

1. 植物防疫法の概要

植物防疫法の目的：輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図る。

- 国内外を問わず、病害虫のまん延は深刻な農業被害をもたらし、国民の生活に重大な影響。現在でも世界の食料の2～4割が病害虫の被害により喪失しているとの推計。食料の安定供給のためには、植物等を検疫し、病害虫の侵入・まん延を防ぐことが重要。
- このため、植物防疫法に基づき、植物防疫所を設置して植物防疫官を置くとともに、各都道府県に病害虫防除所を設置し、国際植物防疫条約に基づく（WTO/SPS協定上の）国際基準を踏まえつつ、
 - 1) 国内に存在しない、もしくは国内の一部に存在する病害虫の侵入・まん延防止を図るための輸入検疫・国内検疫、
 - 2) 国内に存在する病害虫の防除を図るための国内防除、
 - 3) 輸出先国・地域の要求に応じた検査を行う輸出検疫、
を実施。

輸入検疫

- ・輸入植物等の検査
- ・植物、検疫有害動植物等の輸入禁止
- ・輸出国への栽培地検査等の要求



輸入植物検査
(コンテナ貨物：生鮮野菜)



輸入植物検査
(携帯品)

国内検疫

- ・流通する種苗の検査
- ・国内における植物の移動制限
- ・侵入調査事業の実施
- ・緊急防除



種馬鈴しょの検査
(種苗の検査)

国内防除

- ・発生予察事業
- ・病害虫防除所の設置
- ・総合防除の推進



発生状況調査
(発生予察事業)

輸出検疫

- ・輸出植物の検査
- ・輸出植物の栽培地検査



輸出植物の栽培地検査

2. 病害虫リスクアナリシス（PRA）の流れ

- リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、我が国が侵入を警戒している病害虫について病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis）を実施。

ステージ1 開始

- ・ 海外における病害虫の被害状況、検疫強化等の情報を各種情報源から収集し、リスクアナリシスの対象となる有害動植物を特定
- ・ 当該有害動植物の発生地域、寄主（宿主）植物等を調査



ステージ2 リスク評価

- ・ 検疫対象有害動植物に該当するか判断
- ・ 有害動植物のリスクを評価及び入り込みの経路を特定



ステージ3 リスク管理

- ・ リスク管理措置の選択肢を検討
- ・ 適切なリスク管理措置を特定



検疫措置の施行

- ・ 関係各国への通報（WTO-SPS通報）
- ・ 輸入検疫措置として関係規則に規定

3. リスクに応じた輸入検疫措置の設定

- PRA結果を踏まえ、植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）別表において、輸出国に対してリスクに応じた適切な検疫措置を要求。

病害虫リスク	輸入検疫措置	病害虫の例
中	<p>輸出国に対し検疫措置を要求（規則別表1の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出国側で検疫措置を実施することで輸入可能 <p>【検疫措置の実施例】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 栽培地検査 → 精密検定 	 <p>エンドウ萎ちよう病菌（菌類）</p>
高	<p>輸出国に対し検疫措置を要求（規則別表2の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出国側で検疫措置を実施することで輸入可能 <p>【検疫措置の実施例】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 栽培地検査 → 精密検定 	 <p><i>Xylella fastidiosa</i>（細菌） <small>写真：© 2024 J. Clark, Univ. of California (US), EPPO GlobalDataBase</small></p>
高 中	<p>輸入禁止措置（規則別表2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入するためには二国間協議で検疫措置の合意が必要 <p>【検疫措置の実施例】</p> <ul style="list-style-type: none"> → 病害虫無発生地域の設定及び維持 → 消毒処理（熱処理、低温処理、くん蒸処理） 	 <p>ミカンコミバエ種群</p>

（輸入の制限）
植物防疫法第6条

（輸入の禁止）
植物防疫法第7条

4. 植物検疫措置の見直し（通常の場合）

- 最新の文献、諸外国から得られた情報等を基に、適切な検疫措置を検討するため、病害虫リスクアナリシス（PRA）を行い、その結果に基づき検疫措置の見直しを実施。
- それが貿易制限的な措置（検疫措置の強化）である場合、諸外国からのコメント期間（60日間以上）を設定し、さらに当該植物検疫措置の公表日と施行日の間に移行期間（6ヶ月以上）を設ける必要。

<植物検疫の見直しを実施するまでの流れ（SPS通常通報）>



衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

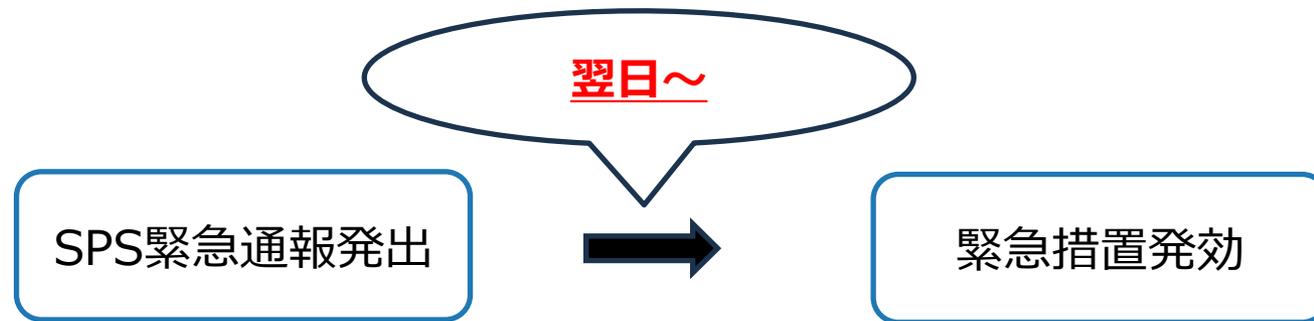
「貿易促進的な措置や、国際的な基準、指針、勧告と実質的に同一である措置を除き、**通報に対するコメント期間（通常60日間以上）を設けなければならない。**」（SPS協定附属書Bパラ5（d）、G/SPS/7/Rev.5 パラ2.2-2.8）

「緊急事態の場合を除き、輸出加盟国に準備期間を与えるため、**規制の公表と実施との間に適当な期間（通常6ヶ月以上）をおかなければならない。**」（SPS協定附属書Bパラ2、G/SPS/7/Rev.5 パラ4-4.3）

5. 植物検疫措置の見直し（緊急の場合）

- 新たに許容できない侵入リスクが生じた場合、緊急的な検疫措置を実施。
- コメント期間及び検疫措置導入までの準備（移行）期間の設定を省略し、緊急措置を採用した理由を付して直ちにSPS緊急通報を実施。

<植物検疫の見直しを実施するまでの流れ（SPS緊急通報）>



衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

「緊急措置は、植物の健康の保護に係る緊急の問題が生じている又は生じる恐れがある場合に限る。」（SPS協定附属書Bパラ6）

「コメント期間・導入までの準備期間の設定等を省略することができるが、通報は直ちに行う（コメントを受け付けなくて済むわけではなく、コメント提出を受け付け、要請に応じてそのコメントについて討議し、討議の結果を考慮することが必要）。」（SPS協定附属書Bパラ6（c））

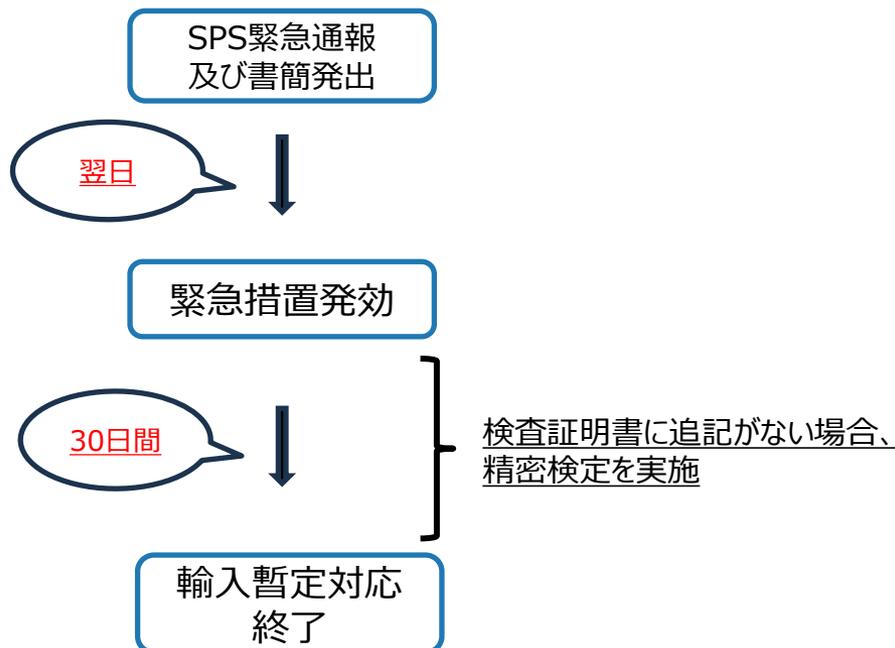
「通報において、緊急措置を採用した理由が提供されなければならない。」（G/SPS/7/Rev. パラ2.9）

6. 輸入検査時の暫定対応（緊急の場合）

- 輸入時の検査で病害虫の侵入リスクを適切な水準まで低減することが可能な場合、国際的な物品の移動に対する影響が少なくなるよう、相手国の検査体制の整備に必要な期間に限り、輸入時に暫定的な検査を実施。

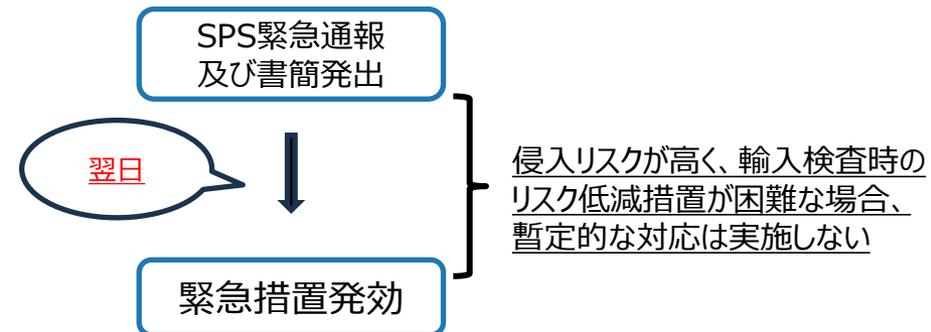
＜輸入検査時に暫定的な検査を実施した例＞

コロンビアにおける *Xylella fastidiosa* の発生に伴う対応



＜輸入検査時に暫定的な検査を実施しなかった例＞

ガイアナにおけるミカンコミバエ種群の発生に伴う対応



Ⅱ. 世界的な病害虫の広がり

① ウリミバエの発生地域の拡大状況

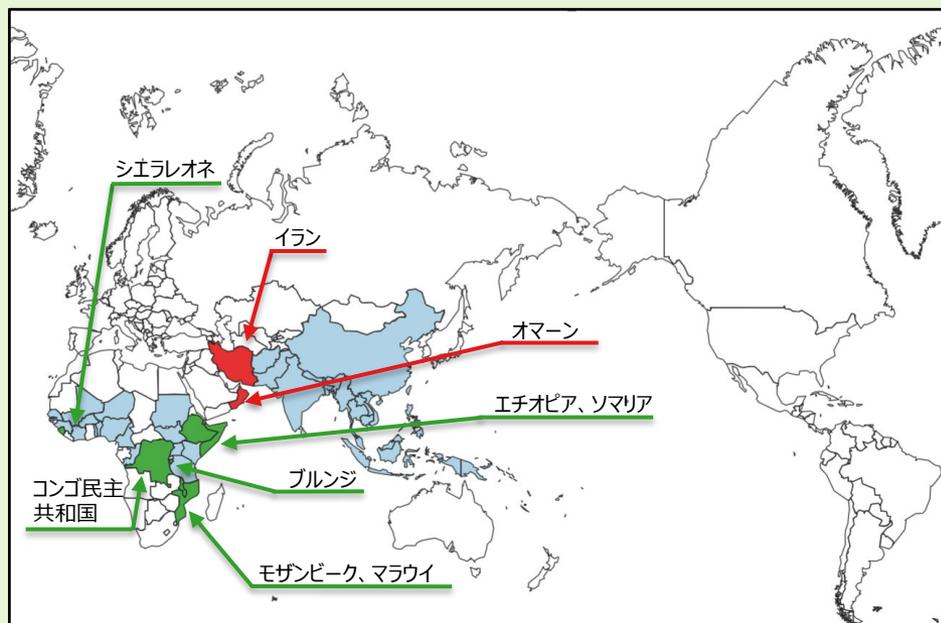
- ・本虫は、我が国が侵入を警戒する重要病害虫であり、**発生地域からの寄主植物の輸入を禁止**。
- ・うり科植物等の生果実の果皮下に産卵し、寄生果の人為的分散及び成虫が長距離を飛翔することにより、**発生地域が拡大**。
- ・かつて我が国の南西諸島にも発生していたが、**22年の歳月と約204億円の防除費用**をかけ、1993年に根絶を達成。

② オマーンにおけるウリミバエの発生事例

- ・令和6年9月、オマーンにおいて本虫が発生していることを確認し、SPS緊急通報によりオマーン産インゲンマメ生果実等の寄主植物の輸入を停止。
- ・インゲンマメ生果実は、オマーン産の占める割合が大きかったことから、**国内流通に大きな影響**。

※ 新たに許容できないリスクが確認された国及び植物については、輸入が禁止されるので注意が必要。

● ウリミバエの発生地域の拡大状況 (55の国又は地域)



● ~2018年 ● 2021年 ● 2024年

※法令に反映又はSPS緊急通報を発出した年

● ウリミバエの寄主植物 (38種類)

うり科生茎葉及び生果実並びにインゲンマメ、とうがらし、トマト、なす、パパイヤ、グアバ (ばんじろう)、マンゴウ等の生果実



成虫による果実への産卵

● ウリミバエによる被害

本虫は、分布範囲の広さ、加害能力などから多くの国で大きな脅威と捉えられており、防除を実施していない果実は100%の被害に達する場合もある。

● ウリミバエの発生地域の変化を踏まえた検疫措置の見直し

2024 (令和6) 年

・対象地域の追加

イラン、オマーン

※SPS緊急通報により輸入停止措置実施中。

Bactrocera dorsalis species complex

(ミカンコミバエ種群)

①ミカンコミバエ種群の発生地域の拡大状況

- ・本虫は、我が国が侵入を警戒する重要病害虫であり、**発生地域からの寄主植物の輸入を禁止**。
- ・本虫はかんきつ類等の生果実の果皮下に産卵し、寄生果の人為的分散及び成虫が長距離を飛翔することにより、**発生地域が拡大**。
- ・かつて我が国の南西諸島及び小笠原諸島にも発生していたが、**18年の歳月と約50億円の防除費用**をかけ、1986年に根絶を達成。

②ガイアナにおけるミカンコミバエ種群の発生事例

- ・令和7年3月、ガイアナにおいて本虫が発生していることを確認し、SPS緊急通報によりガイアナ産ミカンコミバエ種群寄主植物の輸入を停止。
- ※ 新たに許容できないリスクが確認された国及び植物については、輸入が禁止されるので注意が必要。

● ミカンコミバエ種群の寄主植物 (約150種類)

かんきつ類、りんご、ぶどう、いちご、なし、かき、もも、さくらんぼ、マンゴウ、パパイヤ、グアバ (ばんじろう)、すいか、メロン、トマト、きゅうり等の生果実



成虫による果実への産卵

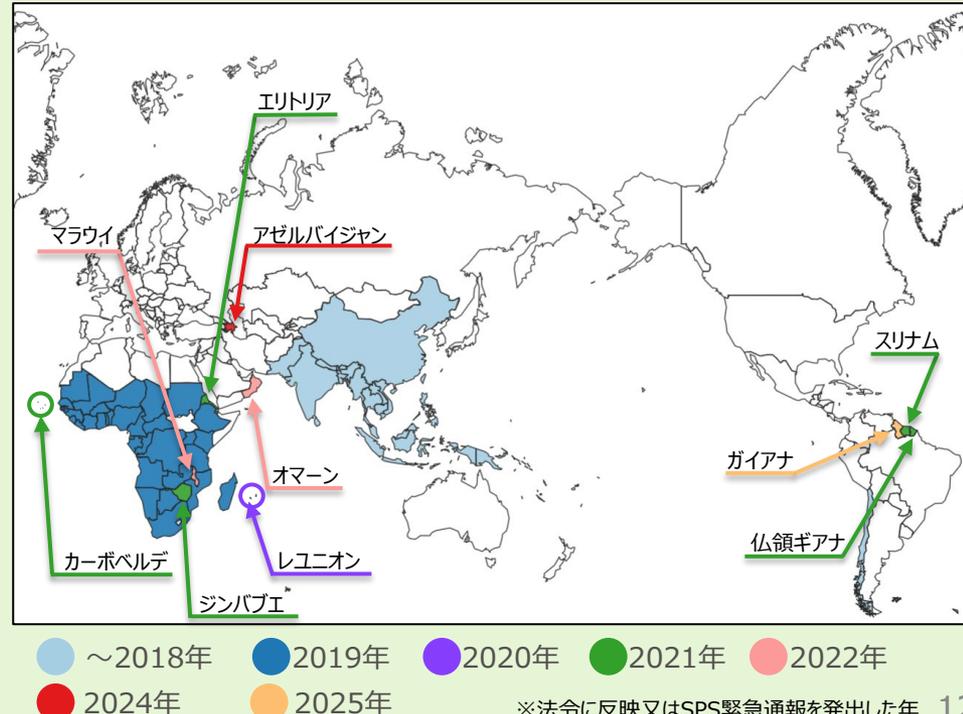
● ミカンコミバエ種群による被害

本虫は、分布範囲の広さ、加害能力などから多くの国で大きな脅威と捉えられており、防除を実施していない果実は100%の被害に達する場合もある。

● ミカンコミバエ種群の発生地域の変化を踏まえた検疫措置の見直し

2024 (令和6) 年	2025 (令和7) 年
<ul style="list-style-type: none">・対象地域の追加 アゼルバイジャン ※SPS緊急通報により輸入停止措置実施中。	<ul style="list-style-type: none">・対象地域の追加 ガイアナ ※SPS緊急通報により輸入停止措置実施中。

● ミカンコミバエ種群の発生地域の拡大状況 (75の国又は地域)



Erwinia amylovora (火傷病菌)

① 火傷病菌の発生地域の拡大状況

- ・火傷病菌は、我が国が侵入を警戒する重要病害虫であり、**発生地域からの宿主植物の輸入を禁止**。
- ・また、感染力が強く、昆虫や風雨によって長距離伝搬されることから、海外において発生地域が拡大。
- ・本菌を根絶できる有効な防除方法は確立されていない。

② 中国産における火傷病の発生事例

- ・令和5年8月、**中国において火傷病が発生していることを確認し、SPS緊急通報により中国産なし花粉等の宿主植物の輸入を停止**。
 - ・なし・りんごの授粉用花粉は、**主に中国産を輸入して使用していたことから、国内のなし・りんごの生産に大きな影響**。
- ※ 新たに許容できないリスクが確認された国及び植物については、輸入が禁止されるので注意が必要。

● 火傷病菌の宿主植物 (24種類)

りんご属、なし属、さんざし属、ななかまど属、かりん、びわ等の生植物
(種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。)

● 火傷病菌による被害

果樹を枯死させる等の被害が報告されており、アメリカ合衆国では、2000年の多湿等の天候の影響により大発生し、経済的損失は約4,200万ドル(約61億円)と推定されている。

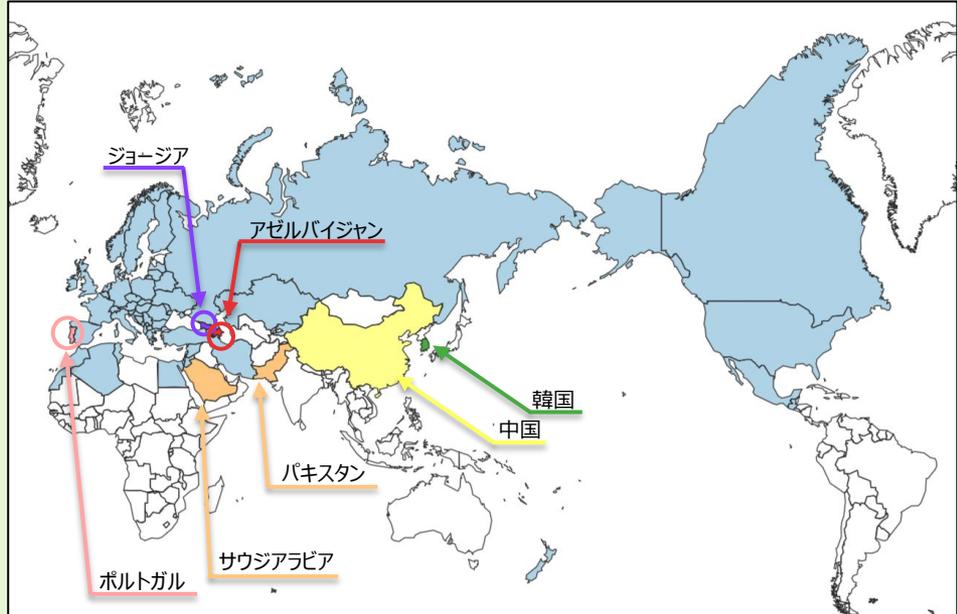


「羊飼いの杖」症状

● 火傷病菌の発生地域の変化を踏まえた検疫措置の見直し

2023 (令和5) 年	2024 (令和6) 年	2025 (令和7) 年
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の追加 中国 ※2024 (令和6) 年に省令に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の追加 アゼルバイジャン ※SPS緊急通報により輸入停止措置実施中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の追加 パキスタン※ サウジアラビア※ ※SPS緊急通報により輸入停止措置実施中。

● 火傷病菌の発生地域の拡大状況 (64の国又は地域)



※法令に反映又はSPS緊急通報を発出した年 13

Xylella fastidiosa

① Xylella fastidiosaの発生地域及び宿主植物の拡大状況

- ・本細菌は、我が国が侵入を警戒する重要病害虫であり、**発生地域からの宿主植物に対して精密検定を要求。**
- ・また、本細菌の宿主範囲は非常に広く、数十科に及び、吸汁加害する昆虫類により伝搬されることから、海外において発生地域が拡大。**この2年で宿主植物が31種類追加。**

② コロンビアにおけるXylella fastidiosaの発生事例

- ・令和7年4月、コロンビアにおいて本細菌が発生していることを確認し、SPS緊急通報によりコロンビア産サルビア苗等の宿主植物に対して精密検定を要求。
- ・コロンビアからは、主に**観賞用植物の苗を輸入**しており、**輸入に影響。**

※ 新たに許容できないリスクが確認された国及び植物の輸入に当たっては、輸出国で精密検定を実施し、検疫証明書に感染していないことの追記が必要。

● X. fastidiosaの宿主植物（約600種類）

オリーブ属植物、さくら属植物、すのき（こけもも）属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）

であつて栽培の用に供するもの

● X. fastidiosaによる被害

みかん属では、ブラジルやアルゼンチンの一部において、感染地域の商業用果樹の44～63%が感染し、減産の原因となった。ももでは、枯死することはないが、小果化及び果実数減少の影響がある。



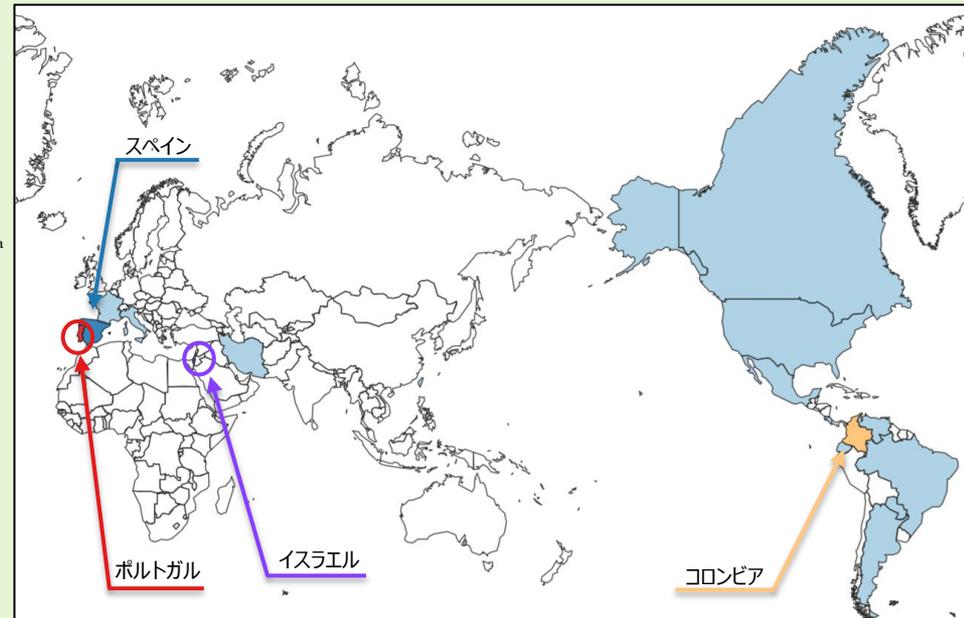
ブドウの病徴

写真：© 2024 J. Clark, Univ. of California (US), EPPO GlobalDataBase

● X. fastidiosaの発生地域/宿主植物の変化を踏まえた検疫措置の見直し

2024 (令和6) 年	2025 (令和7) 年
<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の追加 ポルトガル ・対象植物の追加 しろがねよし、だいこん、むらさきはしどい、めぎ、レタマ、おおばこ属、おとぎりそう属、ぎしぎし属、ぐみ属、くろうめもどき属、はまごう属、まつむしそう (Scabiosa) 属、もくれん属等24種類 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域の追加 コロンビア ※SPS緊急通報により精密検定要求中。 ・対象植物の追加 クリノポディウム・ネペタ、ときわさんざし、メンタ・スアウエオレンス、ヨーロッパぐり、いらくさ属、しのぶのき属、みずき属

● X. fastidiosaの発生地域の拡大状況（17の国又は地域）

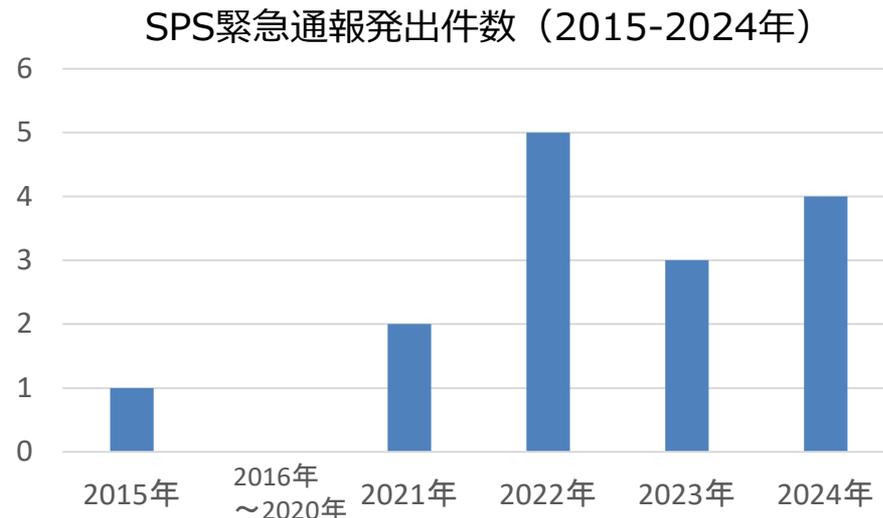


● ~2018年 ● 2019年 ● 2020年 ● 2024年 ● 2025年

Ⅲ. 緊急的な輸入検疫措置の実施

緊急的な輸入検疫措置の実施状況

- 近年、人やモノの国際移動の増加、気候変動等の影響により、海外における病害虫の分布域が拡大。
- また、新たな寄主植物/宿主植物が判明する事例も増加。
- 新たに得られた情報を踏まえ、緊急的な輸入検疫措置を実施する事例が増加。



IV. 皆様へのお願い

- 輸入時の暫定対応が必要な場合、検査に時間を要している状況です。そのため、暫定対応中は極力輸入をお控えください。
- 今後、諸外国における病害虫の発生拡大等の情報を踏まえ、緊急的な検疫措置を実施する場合がございます。
- 種苗類については、輸入時の暫定対応とは別に、輸出国における検疫措置が適切に実施されているかが疑われる場合、輸入時にモニタリング検査（精密検定）を行い、必要に応じて輸出国に改善を求める取組を実施しています。

ご協力をお願いいたします。